

## 1 調査事件

地域づくり・人口減少対策について

## 2 調査概要

### (1) 見附市（人口 40,711人）

#### ア 地域コミュニティについて

**見附市**では、2度の激甚災害をきっかけとして、「顔の見える関係づくり」、「地域の確かなきずなづくり」が必要との考えや、急激に進む少子高齢化や人口減少により、行政頼みではない、自分たちの地域のことを、自分たちで考える共助の仕組みが必要であるとの考えから、地域コミュニティの設立を目指すこととなった。実際に各地区では、子どもの減少や高齢者の増加、参加者の減少による行事の廃止などの問題が発生しており、みんなで協力し合える仕組みが必要となっていた。

見附市の地域コミュニティは、概ね小学校区単位の複数の町内で構成されており、1つの町内だけでは対応が難しい地域課題の解決や地域の活性化を図るための組織として、防犯、高齢者や子どもたちの見守り、伝統行事の継承、まちの美化、世代を超えた住民同士の交流など、さまざまな事業を通して、将来を見据えた活動を行っている。市内には全11地区で地域コミュニティが設立されているが、設立に当たっては、地域の理解とやる気を育てるため、平成18年度から市民ファシリテーターやアドバイザーによるワークショップなどを実施し、1地区の設立に伴う準備期間に約1年半かけており、概ね1年に1地区を設置している。各地区のコミュニティ活動としては、放課後児童クラブの立ち上げや伝統行事の継承、運動会等の地域行事の開催や、コミュニティワゴンの定期運行など、各地区で設立された協議会でまちづくり計画を作成し、その地区に合った取り組みを行っている。

行政側の支援としては、地域コミュニティの各地区に、ふるさとセンターを設置するとともに、各地区から選出したふるさとセンター長や地域雇用職員を配置し、地域の活動の拠点としている。また、財政支援として、各地区に活動費（均等割20万円、人口割200円/人）のほか、事務職員の賃金などのため、人件費を交付している。あわせて、地域の交通課題解決と地域活性化の目的で、各地区に10人乗りのワゴン車を1台無償貸与し、車検代、修繕料、保険料、燃料代を市が負担するとともに、各地区の住民等が交代で運転を行うための人件費も交付している。

また、地域コミュニティ単独では難しい事業については、市との協働事業として、平成29年度には約37の事業を実施しているほか、年に一度、全地域コミュニティと市長、副市長、教育長との懇談会を開催している。

市職員への取り組みとしては、地域での活動を通して職員の能力や資質の向上を図ることを目的に、市職員の立場でコミュニティ活動にボランティアで参加する、地域サポーター制度を制定し、地域と市職員がお互いに顔の見える関係を築いており、平成30年度は11地区で90名の職員が登録している。

## (2) 金沢市（人口 464,427人）

### ア 町会加入について

**金沢市**は、約430年続く城下町で、歴史的に、あつい信仰心による相互扶助、冬季の積雪等による近所の連帯意識、城下町としての共同体意識の強さなどから、公私協働の土壌が形成されており、これが現在の「金沢型コミュニティ」につながっている。金沢市では、62の小学校単位に1,346の町会が形成されており、現在の町会加入率は約69.4%と減少傾向にある。その要因として、少子高齢化や核家族化、コミュニティ意識の低下が考えられ、特に町会加入率の低いマンション、アパートなど集合住宅の町会加入の促進が必要であるとの考えから、オーナーや不動産業者等への町会加入促進の協力依頼やチラシ配布、転入届時に住民へ町会加入のパンフレットを配付するなどの取り組みを行ったが効果が出ず、集合住宅のコミュニティ促進のため、条例の制定を検討することとなった。制定においては、「集合住宅のコミュニティ組織形成検討懇話会」を立ち上げ、町会連合会の関係者や学識経験者、公募委員による審議を行い、平成20年4月1日に「集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例」を施行した。この条例では、住民一人ひとりがコミュニティの重要性を認識し、大切にするための基本理念が記載されているほか、町会その他の地域団体、事業者、行政のそれぞれの役割が条文の中に記載されており、「コミュニティ担当者届出制度」、「コミュニティアドバイザーの配置」、「コミュニティ活動推進用具購入費補助」などにより、町会加入などのスムーズ化、相談窓口の充実や、集合住宅での子ども会の結成などの成果が出てきたが、それと同時に、この条例が強制力のない理念条例であるため、住民の地域コミュニティ意識のさらなる醸成が必要であるという課題が浮き彫りとなった。

### イ 地域コミュニティ活性化推進計画について

平成25年3月に、「世界の交流拠点都市金沢重点戦略計画」を策定し、「責任と誇りを持てるまち金沢」を目指すための重点方針の1つとして、

コミュニティの形成が挙げられたことから、平成 29 年 4 月に、「地域コミュニティ活性化推進条例」を施行した。この条例において、地域コミュニティ活性化推進計画の策定や、相談体制の整備、人材等の育成や財政的支援などの基本的な施策を定め、金沢における地域コミュニティの活性化の推進を図っていった。今後は、平成 30 年 2 月に「金沢市地域コミュニティ活性化推進計画」を策定し、地域コミュニティの醸成、コミュニティ組織への支援、コミュニティ活動への支援、市民協働の推進を基本方針に、具体的な施策を定め、実施していくこととしている。

### (3) 松本市（人口 239,519人）

#### ア 地域づくりシステムについて

**松本市**は、35 地区、488 の町会で構成され、各地区に活動の拠点として地域づくりセンターや地区公民館などを設置している。また、地域づくりについては、松本市地域づくりを推進する条例において、「安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会をつくるために、市民が主体となって地域課題を解決していく活動や取り組み」と定義しており、全ての住民が、地域で幸せに暮らしている状態が最終ゴールで、それを目指した地域づくりの取り組みに終わりはないものと考えている。

現代社会では、利便性の向上や景気の上昇、個人所得の増加等により、行政や個人の力がふえ、地域の協力を得なくても生活ができるようになったことで、地域のつながりの弱体化が進み、町会加入率の減少や地域の担い手不足等の問題が出てきている。今後、少子高齢化が進み、行政、個人の力が減り、地域のつながりの弱体化していく中で、地域やNPO、学校、事業者などの主体的活動をコーディネートして、地域活動に生かす取り組みが必要となってきた。そこで、平成 24 年 3 月に第 1 次地域づくり実行計画を策定し、これまでバラバラに活動し、機能的ではなかった各地区の住民、行政機関、本庁の機能等が同じ目標を持ち、既存の行政機関だけでは支えることができない問題については、専門部署のチームを作り対応すること、地域住民だけでは解決できない地区の問題については、NPOや大学、企業を行政から派遣し解決する仕組みをつくることなどを明記した。そして、各地区で同じ目標を持った住民同士でつくる地域づくり協議会等の設置を促すため、各地区の公民館、地域包括支援センター等をまとめる役割として、地域づくりセンターを設置した。

平成 29 年 5 月には、第 2 次松本市地域づくり実行計画を策定し、「基盤づくり」、「地域力づくり」、「課題解決の支援」に力を入れた取り組みを行っている。

「基盤づくり」としては、協働の仕組みづくりと職員の人材育成を図るため、各地区の地区公民館、地域包括支援センター等の各施設が、同じゴ

ールを目指すチームとして、対等の立場で、共通の目的を持ちながら、職員同士の顔の見える関係を築くため、月に1度、地区支援企画会議を開催している。また、本庁の中でも、関係課が同じ共通認識を持って課題に取り組めるよう、月に1度地域づくり関係課調整会議を開催するほか、専門部署によるチームとして、本庁地区支援チームも設置している。

「地域力づくり」としては、町会活動ハンドブックや、町会加入促進チラシの作成、町会長初任者研修会の開催等を通して、地域の自治力、つながり、人づくり等を強化するための支援を行っている。

「課題解決の支援」としては、これまで、各地区へのさまざまなお願い事を、担当課が直接行っていたが、これを、地域づくり関係課調整会議で一旦事案の整理を行い、その内容を地区支援会議で地域住民の方にお知らせする仕組みをつくった。また、地域づくりのための財政支援として、松本市地域づくり推進交付金や松本市地域振興事業補助金を交付している。

#### イ 町会の取り組みについて

松本市では町会を、市の下部組織でなく、地域づくりを進める上での重要な協働のパートナーと考え、協力して市政を運営している。また、町会の中には、町会等が運営している町内公民館が組織されており、町内公民館は公立公民館と対等な立場で、中央公民館と連携しながら活動している。

平成30年4月の町会加入率は、78.7%となっており、年々低下している。加入促進の取り組みとして、転入者への加入促進チラシの配布、各地区の取り組み状況や町会長の連絡先、行事予定等を記載した地区情報の配布、転入者宅への各地区役員の訪問、新規加入者への祝い金の支給等を行っているほか、更なる町会加入の取り組みとして、松本市町会連合会のマスコットキャラクターを活用した加入促進や、町会の負担軽減についての庁内の検討を行っている。